

令和6年10月31日
担当：島根県家畜伝染病防疫対策本部
広報報道班（農山漁村振興課）藤江、加藤
TEL 0852-22-6716
FAX 0852-22-5914
メール nosan@pref.shimane.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ防疫措置の状況について (10月31日10時現在の状況)

このことについて、以下のとおりお知らせします。

1 消毒ポイントの設置及び消毒開始について

確認農場を中心に周辺の4カ所に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を開始した。

2 疑似患畜の殺処分について

確認農場における疑似患畜の殺処分を本日午前9時10分から開始した。

3 県民の皆様へのお願い

- (1) 我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はありません。
- (2) また、発生農場では徹底した防疫措置がとられ、本病に感染した鶏肉や鶏卵が市場に出回ることはありません。

4 報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、農場の敷地内に立ち入って取材することは厳に慎むようご協力をお願いいたします。また、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後、定期的に本病に関する情報を提供しますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

注) 毎日、10時頃に情報提供（報道発表）予定